

1993年1月13日

## タンカー・メンバー各位

### 1990年米国油濁法 (OPA90) - 本船対応計画書 (United States Oil Pollution Act 1990 (OPA90) – Vessel Response Plans)

タンカーが米国へこれまで通り寄港するには、すべて1993年2月18日までにUSCG(米国海岸・ガード)に本船対応計画書(VRP)を提出しなければならず、また各位は同年8月18日までにそのVRPを完全に履行できる態勢にあらねばならぬことをご承知のことと思う。USCGは提出されたVRPを審査し、承認するかまたはその前に訂正を求めることになる。

VRPは、1992年9月15日付け航海と検査に関するUSCGサーキュラー第8-92号(NVIC 8-92)(同年12月4日付けNVIC修正第1号で改訂)に示すVRP策定に関する暫定ガイドラインに従って作成されなくてはならない。またVRPの作成にあたっては、1992年12月4日付けUSCGサーキュラーNVIC 12-92に示す清掃請負業者(今は流出油除去組織(OSRO)として知られる)の格付けのためのガイドラインを利用しなくてはならない。

これらNVICにはいくつか問題となる面があるが、本サーキュラーでは、メンバーのタンカーが向かう港や場所における「全権責任者」(QI)や適当なOSROの任命に関連する諸問題に絞ってご説明申し上げる。特に補償や資金の提供に関し契約条項に取り入れるべき原則については詳しくご案内したい。NVICのもとタンカー船主・運航者はまた油濁対応作業を管理する組織体についての記述を求められるが、メンバー各位はその「対応責任者」(Response Manager)として外部の組織を任命することをお考えであろう。そのような外部組織を任命する場合の契約にも同じ原則が適用されるべきであり、本サーキュラーでは、そのような外部の対応責任者の職能について提言している。

### 全権責任者 (Qualified Individual)

NVIC 8-92によるUSCGの最近の要件によると、VRPは船主または運航者を代表する者として陸上に本拠を置くQIと少なくとも一人の補充要員を決めなくてはならず、QIとその補充要員は最低次の要件を満たさなくてはならない。

- (1) 流暢な英語を話すこと
- (2) 米国に在住する者であること
- (3) 1日24時間体制にあること

(4) VRPの実行について精通していること

(5) VRPのもとQIとして引き受ける責務について教育・訓練を受けていること

QIには船主・運航者からその任命を証する文書が発行されなければならない、それには彼をQIとして任命することに加え、彼がOSROとの契約を発動し、連邦政府現場調整官(Federal on Scene Co-ordinator : FOSC)との連絡窓口となり、油濁対応活動に必要な資金を手当てするために付与した全面的権限などが明記されていなければならない。

QIに与えられるべき権限は全面的ではあるが無制限ではないことにご注意いただきたい。これは船長に与えられる権限に酷似し、従ってQIには船長と同様一連の具体的な指示を与えて管理・監督されるようお勧め申し上げます。

QIはできるだけメンバーの在米事務所を指名することをお勧めする。もし外部組織を使われるのであれば、深刻な油濁事故が発生した場合、できるだけ早くメンバーの本社幹部代表がこれに代わる旨の規定を設け、その後彼がQIの職務を引き継ぐようにすべきである。故に外部のQIとの契約書には、権限の終了と委譲を定めた条項を取り入れるべきである。加えて、外部組織が使われる場合、QIは、OPA90のもとQIに求められる上述の要件を満たすことを保証し、必要なすべての実地訓練への参加にも同意しなくてはならない。勿論QIはメンバーの管理・監督に服し、メンバーへの報告の義務を尽くさなくてはならない。

またNVIC 8-92では、QIは、任命書で与えられた最大の権限を超えてまで船主・運航者の計画書の妥当性の如何や油濁処理資源のための資金の手当てについて責任を負うことはないとしているため、QIにはかなりの保護が与えられることになり、従って彼への補償供与の必要性は排除されてしかるべきものとなる。

クラブの考えでは、QIは常にメンバーの管理・監督下に置かれ、状況を逐次メンバーに報告することが肝要である。

### **清掃請負業者(または「流出油除去組織」) - OSRO**

NVIC 8-92 のもと船主・運航者は「契約その他の承認された手段を通じて」下記のような油の流出を処理するのに十分な資源の供給源を特定し、その役務を確保することを求められる。

すなわち、タンカーが進入する米国の排他的経済水域内のあらゆる場所での、

(1) 最もあり得べき油の平均的流出、

(2) 最もあり得べき油の最大級の流出、

### (3) 実際的に最大限度の油の最悪の流出。

恐らく沖合いにおいて必要な処理能力を提供するためには地域的あるいは全国的な組織との契約を、最もあり得べき油の平均的流出に一般的に求められる対応を提供するためには土地の業者との契約を、それぞれ結ぶ必要があるだろう。

NVIC 12-92でUSCGは最近OSROを格付けすることに同意したが、その格付けには如何なる責任も負わぬと明言している。故にメンバーは、契約を結ばんとするOSROが、要求される水準の仕事ができるかどうか自ら確かめる必要がある。特にメンバーが契約書中に必ず定めておくべきことは、OSROに要求される実地訓練を(メンバーが参加できるよう事前に通知した上で)行うこと、訓練を証明する適切な書類を保管すべきこと、さらにOSROの従業員が(衛生と安全・危険物質(の取り扱い)に関する)必要な資格・証明を保持していること、である。OSROが自らの役務と請求書をメンバーの指名する者あるいは組織が監査することに同意することも重要である。OSROにはまた、特に衛生と安全に関する法令のものとの不法行為による死亡や人身傷害に対する保険を自ら手配するよう求めるべきである。OSROの役務は船主・運航者の要請に従って終了する旨契約書で定めておく必要がある。

### 対応責任者 (Response Managers)

NVIC 8-92は対応活動にあたる組織体の明細を求めており、そのような細目には以下が含まれる。

- ( ) 指揮・監督
- ( ) 広報
- ( ) 安全
- ( ) 政府機関との連絡
- ( ) 清掃作業
- ( ) 企画
- ( ) 後方支援(資源の調達・補給・管理)
- ( ) 財務

連邦と州の各部局はいずれ独自の管理組織を手配するであろうし、上記の職務のあるもの(( )と( ))は有能なOSROにより適切に遂行されるべきものである。その他の職務の多く(( ) ( ) ( ))は船主代理人が遂行でき、またほとんどの場合彼によりなされるべきものである。従ってあとにはただ二人の者、すなわち技術的な専門家(( )と( ))および船主代理人を要するのみとなる。メンバーは上述の分類以上に細部にわたって職務を別く定め、資源を割く必要があるかどうか、前もってよく検討すべきである。

### 補償と資金の供給

メンバーが損害補償や資金供給の保証を求められる場合はOSROとの契約に次の規定を挿入されることを

お勧めする。この規定はOSROがOPA90の下で受けるべき法的保護と、彼らへの弁済を保証する効果を持つ。

## 資金の供給

クラブは作業の着手に先立ち資金の供給を保証することはしない。

しかしクラブは、災害発生後適当な時間(例えば48時間)内に、契約条件に従って為された役務に対する請求書をメンバーが決済することを保証する用意がある。この保証は次の条件に拠る。

- (a) 米ドル建ての一定の金額。
- (b) 一定期間の役務。すなわち、クラブが文書で期間の延長に応じない限り、保証状は適当な一定期間(例えば災害発生日から7日間)以内の対応役務に要した費用を保証する。
- (c) 24時間の通知をもってクラブの責任は終了することを規定するホールオフ(撤収)約款(haul-off clause)。

## 補償

原則としてクラブは補償の提供に反対であるが、OSROたり得る者の若干がOPA90のものと対応者免責を確保し享受するための補償を要求している。クラブはこの要求を妥当なものと考え、下記の原則に基づく補償の提供を前向きに検討するだろう。

- (a) OSROは、その対応契約違反、重大な過失や故意の失当行為および準拠法規違反の結果生じる除去費用と損害賠償の債務に対し船主・運航者を補償する。
- (b) 船主・運航者は、その対応契約違反、適用法違反や重大な過失・故意の失当行為の結果生じる除去費用と損害賠償の債務に対しOSROを補償する。
- (c) 船主・運航者は当該船舶からの油の流出により生じる除去費用と損害賠償のすべての債務に対しOSROを補償する。ただし以下のような場合に船主・運航者の免れ得べき債務は除く。
  - 1. OSROがOPAのもと対応者免責の権利を有する場合。
  - 2. 債務がOSRO自身の重大な過失または故意の失当行為から生じた場合。
  - 3. 債務が人身傷害や不法行為による死亡から生じた場合。

4. 船主・運航者が直接に訴えられれば、抗弁の権利を得たであろう場合。
5. 船主・運航者が直接に訴えられれば、責任制限の権利を得たであろう場合。

発生する債務の総計がクラブの担保限度額を超えぬよう、メンバーは包括責任限度額条項を取り入れることも必要である。

## 契約

マネジャーは各位がOSROとの契約および特定のQIや対応責任者の任命に関する提案を詳しく検討されるのに喜んで協力させていただく。OPA90のもと最終的に責任を負うのは自分自身である故、メンバー各位は常にあらゆる作業や出費を全面的な自己の管理・監督下に置くよう細心の注意をお払いいただくべきである。クラブからの回収が妨げられることのないように、メンバーはクラブならびに国際タンカー船主汚染防止連盟(ITOPF)の代表者を含む専門家でメンバーに助言すべく任命された者のすべてが絶えず十分な報告を受けることができるよう、また、QIや対応責任者が彼らへの報告を義務付けられるよう(契約締結にあたり)万全を期すべきである。

**メンバーはクラブにVRPを早めに提出いただき、特に申し出のあった契約についてはQIや対応責任者の任命前にクラブにご相談いただくよう強くお勧めする。**

以上